

## 土木森林環境委員会会議録

日時 令和3年12月9日(木) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後2時54分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦  
副委員長 志村 直毅  
委員 白壁 賢一 杉山 肇 清水喜美男  
杉原 清仁 桐原 正仁 小越 智子

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志 林政部技監 山田 秋津  
林政部技監 鷹野 裕司 林政総務課長 信田 恭央 森林整備課長 上野 真一  
林業振興課長 深水 晋一郎 県有林課長 斉藤 直紀 治山林道課長 金丸 祐司

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー部次長 砂田 英司  
環境・エネルギー政策課長 中澤 一郎 大気水質保全課長 渡辺 延春  
環境整備課長 望月 等 自然共生推進課長 石原 徳幸

県土整備部長 大儀 健一 県土整備部理事 清水 宏 県土整備部次長 百瀬 友輝  
県土整備部技監 飯野 照久 県土整備部技監 小島 一男  
県土整備部技監(砂防課長事務取扱) 岩館 知哉 総括技術審査監 有泉 修  
県土整備総務課長 津田 裕美 景観づくり推進室長 蛭原 秀典  
建設業対策室長 小泉 治明 用地課長 柴田 克己 技術管理課長 矢野 昌  
道路整備課長 秋山 久 高速道路推進課長 立川 学 道路管理課長 水口 保一  
治水課長 岸川 浩 都市計画課長 伊良原 仁 下水道室長 松沢 一賀  
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹 営繕課長 横山 伸二

### 議題 (付託案件)

- 第118号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第121号 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例中改正の件
- 第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係の

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
もの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担  
行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

- 第124号 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第126号 契約締結の件
- 第127号 契約締結の件
- 第128号 訴えの提起の件
- 第131号 指定管理者の指定の件
- 第132号 指定管理者の指定の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部、林政部、環境・エネルギー部の順に行うこととし、午前10時から午前12時02分まで県土整備部関係、途中休憩をはさみ、午後1時30分から2時51分まで林政部、環境・エネルギー部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第118号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑

志村副委員長 まず、この長期優良住宅が国では今後10年間で250万戸。およそ令和元年度の2倍以上にしていきたいという目標を掲げているようですが、山梨県内では現状どのぐらいあるのでしょうか。

大澤建築住宅課長 県が認定した実績でございますが、令和2年度は794戸の実績がございます。個別住宅だけで言いますと、大体全体の4分の1程度がこの長期優良住宅をとっている状況になってございます。

志村副委員長 ありがとうございます。それから、この定義としては、人の居住の用に供するものということで、建築基準法に定められている住宅ということになりますけど、これは例えば、別荘もこのような住宅として認定が可能でしょうか。

大澤建築住宅課長 別荘も住宅の中に入りますので、住宅という定義の中の一環だと解釈しております。

志村副委員長 承知しました。それから、共同住宅の管理者等が今回の条例改正でここにあるような内容が変わった場合の手續等ができるという理解でいいと思いますけれども、山梨県内

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
で、先ほど4分の1程度が戸建ての住宅ということで、それ以外の共同住宅でこの認定を受けている住宅に関しては、この条例が適用されて、手続としては今までに比べて、各入居者が個別に入れかわったりすることを管理者等ができるということ、簡素化されて、管理運営がしやすくなるという理解でよろしいでしょうか。

大澤建築住宅課長 委員御指摘のとおりでございます、御説明させていただいたように個々のものが今度、一定の管理組合がやることにより、無駄な申請が省けるということになります。ただ、共同住宅の申請は非常に少ないため、今後、こうした制度を活用して、マンション等でも優良なものをふやしていくという趣旨もでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第126号 契約締結の件

質疑

小越委員 次の案件もそうですけれども、1社しか入っていないくて、落札率が98%ということですが、この工事に参加できる資格の業者はどのくらいあったのでしょうか。

秋山道路整備課長 本案件につきましては、3社の企業の構成によるJVになりますけれども、JVの数でいきますと、13JVが対象でございます。

小越委員 13JVがこの工事に手を上げることができたのですが、結局応募も入札ももちろん1JVしかなかったのはどうしてでしょうか。

秋山道路整備課長 会社の事情だとは思いますが、想定される理由といたしましては、共同企業体の構成、仲間集めの可否、それから製作が必要になりますので、その製作工場の稼働状況ですとか、技術者の確保等が理由ではないかと想定しております。

小越委員 橋梁の工事ということで、普通の建設とはちょっと違うので、特殊だと思いますけれども、そういう状況も特別少ないということですか。橋梁工事ということで、難しいってことですか。

秋山道路整備課長 工事自体の難易度が高いものと考えております。委員がおっしゃる少ないというのはもともとの業者数がということでしょうか。建設業の業種区分でいきますと、これは鋼橋というメタルの橋の工事になりますので、通常的一般土木、建築、あとほかに例えば電気工事、舗装工事など、それぞれ業種区分がありますけれども、今回、この橋梁

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
につきましては鋼構造物業という分野になります。今回、山梨県に限らず全国を対象に  
していますけれども、山梨県の入札参加の申し出があるのはそもそも121社あります。  
ただ、その鋼構造物業については橋だけではなくて、例えば鉄塔とか、ビルの上の屋外  
広告物みたいなものとか、あとは水門。そういうのを専門とする業者もありますが、橋  
自体経験があるところは50社程度でございます。それが多いのか、少ないのかはわか  
りませんが、それが実態でございます。

小越委員 できれば多くの業者の方が参加できる、1社入札で、落札率も98%と高いので、こ  
この問題も今後、入札監視委員会からも言われていると思いますが、なるべく多くの業  
者が参加できるように、その改善策もぜひ考えていただきたいと思っております。

志村副委員長 ちょっと違った観点で、この件について私からも一言申し上げたいのですが、ここの  
地域は100年来、内水問題で非常に苦労してきました。私の地元なので、先輩方が本  
当に苦労してきて、今住みよい環境ができてきているという中で、平成18年ごろにこの計  
画が出た時にここの橋からインターまでの区間は全部高架をお願いをしたという当時の  
地元の希望がありまして、その後、平成20年にこの路線の都市計画の公聴会があった  
時にはここの路線の幾つかの箇所、ここの高架化も含めて要望してきた箇所でもありま  
す。平成18年以降にまたこの計画が具体化した時にここが全て盛り土構想になってい  
まして、本当に内水問題で先輩方が苦労してきたこの地域性を考えると、ここは絶対に  
高架でやってもらわなければ困るということもあって、そして、ここが盛り土、高架、  
盛り土っていう形で部分的ではありますがありますけれども、この今回の工事の部分が高架でや  
っていただけることになったということでもありますので、これはしっかりと、この工事を  
万全な形でやっていただいて、もちろん、入札が1社だったかどうかということも重  
要なことかもしれませんが、それより何より、やはりこの路線をしっかりと整備し  
ていくに当たって、地域の安全安心な道路にしていくということが大事だと思っていま  
すので、そこをしっかりと対応していただきたいと思っております。もし、御  
見解があれば、お聞きして終わりたいと思っております。

秋山道路整備課長 答えいたします。委員がおっしゃるとおり、この橋梁につきましては下に道路  
もありますけれども、桁下空間の流下能力の確保ということで、橋梁にかえた経緯がご  
ざいます。入札に関しては、道路整備課といたしましては、物をつくる課でございます。  
県民の皆様方が安全に通れる道路構造物をつくっていく。壊れるということは当然、頭  
にないと思っておりますので、当たり前の安全をしっかりとつくっていく。そういう工事を発  
注するに当たって、やはり私どもとしましては、安全安心で確実な工事施工というもの  
を目指す一方で、参加企業の公平性のこの2つをうまくバランスとりながら、適正な入  
札を行っていきたくと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第127号 契約締結の件

質疑

清水委員 玉川団地は、県内有数の大規模団地ということで、私の地元でもありますけれども、耐震化への建てかえとか、この地域は非常に治水的にも将来的に非常に危険度が高いと言われていたところをございまして、建てかえは非常に意味があると思っております。

それで、世の中は高齢化が進んでおり、入居者も当然高齢化の比率が高くなるということを考えますと、高齢化対応がどのように工夫されて、この中に盛り込まれているのかお尋ねいたします。

横山営繕課長 委員の御質問にお答えします。整備を行う県営住宅のバリアフリー化ということですが、この建物の整備につきましては、エレベーターの設置のほか、段差の小さい玄関とすることや、玄関、トイレ、浴室などに手すりを設置すること。また、住戸内出入り口を引き戸とすることで、障害者やけがをされた方々にも利用しやすいような対応としております。

また、全ての住戸に車椅子に対応したキッチンや洗面台を設置するなど、バリアフリー化の推進に努め、高齢化対応としております。

清水委員 ありがとうございます。マンモス団地のために、こういった工事をやる時に工事車両の出入りとかを含めて、当然、そのための生活の車の行き来とかを考えますと、交通対策、安全対策、交通面での配慮というものがすごく重要であると思いますが、この工事期間中、事故もなく、無事に終了するために何か対策を考えていますか。

横山営繕課長 お答えします。工事中における近隣住民の交通安全対策につきまして、工事エリアへの車両用出入り口ですが、相当な数が入り出しますけれども、ふだん住民の皆様があまり利用しない東側の市道側に設けることとしております。お手元の資料の配置図の県営団地右側の道路が斜めになっていますが、そちらの通りが少ないものですから、そちらからの出入りとしております。

また、住民がふだん多く利用される西側の市道側には、工事用の車両が入り出することなく、人が入り出するための通用口を設けることにより、工事用車両と分離を図ることとしております。資料の配置図の県営団地、左側の道路になります。

清水委員 ありがとうございます。それで今回の工事が、この紫色の第一工区ということで、ここに居住されている方が工事のために一旦どこかに移動して、工事が終わったら、また戻ってくるという、非常に大変な作業が発生すると思います。どこに仮住まいを設定するとか、そういうものはどのような感じで進んでいるのか。うまくいっているのか、その辺はいかがでしょうか。

横山営繕課長 お答えします。県営住宅の建てかえ整備につきましては説明会を開催し、入居者に御理解いただきながら進めております。その中で、建てかえにより移転を余儀なくされる入居者には、現在、団地内の空き部屋へ移転をしていただいております。なお、移転に要する費用は、県事業に伴うものであることから県が負担しております。現在、うまくいっております。既に20号棟については解体工事を行っておりますので、既に移転していただいております。

小越委員 先ほど第126号でも聞きましたが、契約の話ですので、契約の状況について、お伺いいたします。これも1社しか応募していませんが、橋の工事よりもこちらのほうが難易度は低いかと思えます。この工事の場合、山梨県で参加できる業者は何社あったのでしょうか。

横山営繕課長 この工事は3社JV、3社の共同企業体によるものでして、23JVが構成可能という状況です。

小越委員 23JVで、難易度はどうなのでしょう。

横山営繕課長 この工事の難易度ですが、今回、建築工事の案件ですが、それ以外にも給排水設備などの機械設備工事や照明などの電気設備工事も別途発注されます。それらの業者との調整が必要ということで、県では「やや難」という扱いで出しております。

小越委員 これ山梨県内の会社ですけれども、23JVのうち1社しか応募がいなかったというのはなぜでしょうか。

横山営繕課長 これは推測となりますが、全国的に問題となっております技術者の高齢化による人員不足。また、下請をする協力会社の確保が難しいということから、入札参加者にとって参加しにくい大きな原因になっていると思えます。

また、公告したこの時期に、県でもリニア関連の産業技術センター高度技術開発棟他改築工事や青洲高校屋内運動場改築工事など、高額の県発注工事が複数施工中であったことも原因の一つではないかと推測しております。

小越委員 落札率が99%ということで、予定価格に対して550万円少ないだけです。ほぼ100%、金額が大きいですから、100%に近いくらいの落札率だと思っています。それも1社入札ということで、技術者がいないからなってしまったと思いますが、これ第1区ということになりますと、2区工事、三期、四期と進んでいきますけれども、その時には同じ業者ではなくて、違う業者も含めて手を上げることができるということによるのでしょうか。

横山営繕課長 今回は第一期の1工区ですので、それ以降の工事についても手を上げることは可能です。

小越委員 ぜひ、一般競争入札で、競争性が働くように、1社入札で100%に近いという落札率そのものがやはり県民からしますと、技術者がいないということもそうかもしれませんが、ほかの県でも同じような状況の中で、山梨県がとりわけ1社入札での落札率が高いというところを見ますと、改善することをぜひ考えていただきたいし、どうしたら多くの業者ができるのか。先ほど言いましたが、同じ工事がほかにもあったのであれば、それを分散するとか、どうしたら、もっと競争性が働くのかということもぜひ考えていただきたいと思います。

白壁委員 もうかれば、みんなやるよ。もうからないから、みんな参加しない。単価も少し考えたほうがいいのかもかもしれないけれども、それはそれとして、配置図に駐車場が書いてあるが、これは立体になっているのかどうなのか、平面的に見ると、駐車場が足りないと思うけれども、駐車場はどのように考えているのだろう。1工区と2工区、合わせていくと、70台ぐらいだけど、これは0.5ぐらいかけているのか。駐車場の台数が一期分で足りないというか、わからない。立体になっているかもしれない。

横山営繕課長 駐車場の台数ですが、平面駐車でありまして、各住戸につき1台は確保するようになっております。工事期間中につきましては、近くの空き地のほうを利用するという形で進めております。

白壁委員 数え間違いかな。45ぐらいしかないが、これで全部あるのかな。1工区と2工区のほうと、後工事のところも全部入れていくと、40幾つしかないけど、そうすると、合わせると42戸プラス30戸だからちょっと足りないような気がすんだけど、そうでもないのかな。

いずれにしても、戸数かける1個というのは確保できているということで、それがわかればいい。絵がちょっと違うのかもしれないけれども、それだけ確認したかった。

少し経費が出て、赤字にならないような事業をつくっていただければ、みんなが参加する。なかなか単価を上げるわけにはいかないが、建設業者というと、みんな我々もそうだけれども、絶対もうかっているだろうと。どうして、もうかっているのに1社しかないのかと、こうくるんだ。実際ふたをあけてみると、もしかすると、経費が出ないところもある。そのようなことも少しわかっているかもしれないということで、以上。

横山営繕課長 委員のおっしゃるとおり、営繕課でも、設計図書をまとめるに当たっては、まずは最新の単価を使っています、最近仕入れも高騰しているという情報もありますので、適正な予定価格となるようにしています。また、工期設定に当たりまして、働き方改革において、無理のないような工期設定にするよう努めてまいりたいと思います。

桐原委員 今回、このような改良工事を行うことによって、全体的なものができ上がった時に現在ある戸数から減るという解釈でよろしいでしょうか。その辺の説明をいただきたいと思います。現状、多いから、需要も考えて少なくやっていくのか。多分戸数が減るので

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
はないかと感じていますが、よろしくお願いたします。

久保住宅対策室長 お答えをさせていただきます。県営住宅につきましては、将来人口との社会情勢を踏まえた需要をもとに、低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅の供給戸数なども踏まえて、将来的に必要となる県営住宅を供給することとしてございます。

そういった中で、玉川団地につきましては、平成4年から平成6年までに建設された建物でございます。新しい建物が4棟ありますけれども、これにつきましては、適正な改修を行いながら維持管理をしていく計画でございます。

先ほど横山課長から説明がございました昭和40年代に建設した配置図に載っている建物につきましては、現在のところ、四期にかけて、最終的には190戸減の約280戸に減らす計画になっています。ただ、これにつきましては現計画でございますので、定期的に需要推計等を行いまして、必要な見直しを行いながら、適正な戸数を確保していきたいと考えてございます。

桐原委員 最後に、この玉川団地の古いところの入居率をお示してください。

久保住宅対策室長 令和3年3月末になりますが、73%という状況になってございます。

白壁委員 改良と言ったけど、新築、改築、改良、改修の定義を説明して欲しい。そうしないと、また質問の時にそういう話になってくるから。ここは改築、だから建てかえ。そういう意味合い。

横山営繕課長 今回の質問ですが、まず改築というのは、基本的にはその土地に対しての建てかえという形になります。新築については、また新しいところに建てますというのが一般的です。あと改修工事というのも、県営住宅等で多くやっていますけれども、今ある既存の建物をリニューアルするという事です。

白壁委員 建物の改良はないけど、改良というと、地盤の改良だとか、そういう意味合いしかないから。

横山営繕課長 住宅や建物では改良という言葉は使っていません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第131号 指定管理者の指定の件

質疑



清水委員        ちょっとお尋ねしますが。県が配点を決めて、この項目は5点とかって決めていますよね。それに対して審査すると、3点とかって出てくる。その乖離がございますよね。その乖離は本来あるべき姿に対して、現状はこう。だから、それでいいよということではないと思うけど、その辺の乖離の目安みたいなものは、県として行政指導というか、共同でやってくとか、何かそういうものはありますか。

久保住宅対策室長    現場で実際審査した内容と提案された内容ということでしょうか。

清水委員        配点があるということは、県として、こういうもうけがあるから5点。だけど実際は3点だけど、決まったのは3点で決まった。2点の乖離があるじゃないですか。その乖離というのは本来なくしてほしいけど、その辺はどうなっていますか。

久保住宅対策室長    点数のつけ方を審査員の方にお示しする中で、標準なところが真ん中であって、それから点数がいいもの。要は提案としてすぐれているものはプラス点になってございます。ですので、基本的に減点方式ではございませんので、標準か、標準以上なのか。または内容によっては劣るのかってところで算定をさせていただいています。

清水委員        内容じゃないということですか。この配点基準がよくわからないので、お尋ねしています。

久保住宅対策室長    提案内容も1つですが、うちが求めていた内容に対して、出された内容について、審査員の方々が点数の配点をいたします。ですので、基本的にはプラス点というか、配点がされるということになります。

小越委員        何点かお伺いしますけれども、3年間の契約ですが、指定管理はいつも4年とか、5年ですが、なぜ3年なんですか。

久保住宅対策室長    今回の指定管理につきましては、先ほど冒頭で御説明をさせていただきましたとおり、住宅供給公社の解散が将来的にあるということで、まず、住宅供給公社がなくなる前に、入居者のサービスが低下しないように指定管理者を一部入れることとしたところでございます。

      まず3年間に指定管理者の移行をする中で、さまざまな検証を行いまして、その後、指定管理者の拡充なのか、もう少し公社の力を借りるのか。そういったところの判断をしたいということがありまして、まず3年間の指定管理としたところでございます。

小越委員        甲府市にある県営住宅ですけど、なぜ甲府市の住宅なのか。それで貢川団地を除いているのはどうしてですか。

久保住宅対策室長    まず、甲府市内に限定したというのは、段階的な移行ということをごさいます、

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
利用される方が複数の市町村を移行した時に説明や、理解も非常に複雑になるということもございますし、甲府には住宅供給公社もございますので、そういったところのノウハウの連携を考えてございます。

そうした中で、貢川団地は県下で一番大きい団地になりまして、貢川団地だけで1,000戸ございます。また先ほどの玉川団地と同じですが、貢川団地は昭和40年代に建設されたもので、非常に古いということもございます。そのため現在、大規模な修繕工事等を行っているということもございまして、今回、段階的な移行にはなじまないということもありまして、貢川団地は除かせていただいたということもございます。

小越委員           これは指定管理だからだと思いますけれども、10ページを見ますと、フジオ管理のほう金額的には安いですが、芙蓉建設がとったという理由は何かあるんですか。

久保住宅対策室長   選定委員会の審査の結果、金額的には若干フジオ管理のほうが安かったんですけども、それ以外の項目につきましては全て芙蓉建設の提案のほうが勝っていたと。住民サービス度が高かったということの判断でございます。

小越委員           やはりこの入札も指定管理もそうですけれども、お金が安ければいいというものではないと思います。どのようなことをしてくれるか。昨日、知事が指定管理制度のあり方そのものも中身について考え直すという答弁がありました。

それで、県営住宅の指定管理に芙蓉建設が任されたとしても、公営住宅は県の責任でやっている住宅政策ですので、入居の決定ですとか、退去とか、それから滞納した時の訴え提起とか、そういう責任は県にあるという理解でよろしいですか。

久保住宅対策室長   そのとおりでございます。今まで住宅供給公社でやっていた時も入居の決定ですとか、退去、それから滞納訴訟の関係。そういったものは県でやっておりましたので、今までと変わりありません。

小越委員           それで、入居の申し込みをする時にかなり個人情報申請しなければいけなくなりますよね。所得の条件ですとか、家族構成ですとか。逆に今度は滞納した時の滞納の金額、このお宅はどのくらい滞納しているということを全部、芙蓉建設に情報が入るわけですし、個人情報の扱いをどのように担保するのか。逆にこの物件よりも芙蓉建設が持っている物件がありますよね。そういう営業の部分とこの住宅管理の業務。その担保はどのようにするのでしょうか。

久保住宅対策室長   委員がおっしゃいますように、県営住宅の管理業務につきましては、多くの入居者の個人情報を扱うことから、厳格な個人情報の管理が必要だと考えてございます。このため、山梨県個人情報保護条例の規定に基づいた個人情報の取り扱いを適正に行うよう、業務仕様書の中にも記載し、対応を求めているところでございます。

また、県から貸与する予定になってございます県営住宅の管理システムもございしますが、入居者情報へのアクセスについて限られた方のみ許可を与えるということ考え

てございます。

また、マイナンバーの管理につきましても同様でございます。

なお、こういった実施状況につきましても、適正にやっているかどうか、取り扱いなどについて調査、報告を求めて、県としても適正な管理状況を確認していくというところで考えてございます。

もう一つ、指定管理者と民間事業との区分という話かと思いますが、今回の指定管理者の窓口は芙蓉建設アルプス通り店でございますが、こちらで今、考えてございますけれども、今回、新たに県営住宅の管理部門の部署を立ち上げてございます。この中で、専任の職員により業務を行うこととしてございます。県営住宅の管理のデータにつきましても、同じように別々な管理を行うということでございます。

また、部屋の中でも民間の部分とは別な区画で分けることとしておりまして、県営住宅の管理部門と明確に分けて業務を行うということと考えてございますので、民間の部分と混同した業務にはならないと考えてございます。

小越委員

私は、この指定管理を、県営住宅を民間のところにも門戸を広げるという点で、その時の条例には反対いたしました。先ほどお話がありました個人情報の扱いですとか。そもそも県の住宅を民間が管理するのはいかなものかと心配しております。検証しながら3年やってみるという話もありましたので、これからまた、ますます住宅供給公社が少なくなるので、全部のところを民間の業者に間口を広げていくということは心配なことがたくさんあります。とりわけ、山梨県ではなく、全国ネットの業者が入ってくることも可能になりますと、さまざまな問題や不安がありますので、しっかりと3年間検証していただいて、次どうするのか、ぜひ県としての見解を出していただきたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第123号

令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(地域安全強化緊急整備事業費について)

杉山委員

補正予算課別説明書の3ページですが、マル臨の地域安全強化緊急整備事業費について、何点かお聞きをしたいと思います。

観光の安全性、快適性に資する舗装、補修ということでございますけれども、先ほどの説明ですと、予定箇所表に具体的に7カ所出ていまして、そのほか21カ所という御説明がありました。当然ながら観光にかかわってということだと思いますが、どのような基準なのでしょうか。何か基準があれば、御説明いただきたいと思います。

水口道路管理課長 お答えします。観光客が利用する道路の快適性を向上し、きれいな景観を見ながら快適に走行する環境というのは、観光客に対する重要なおもてなしと考えてございます。ひいては、リピーターにもつながるものと考えてございまして、今回、そこで甲府昇仙峡エリアや富士五湖エリアの県内各観光地周辺にアクセスする道路で、今まで補修が行き届いてなかったところ、舗装が傷んでいる箇所をピックアップしまして、今回対象としたところでございます。

杉山委員 いずれにしても、昇仙峡はわかりますが、例えば、都留道志線も入っていますけれども、考えてみれば、ツーリングのバイクもかなり通るので、そういう意味合いで工事箇所に入っていると理解していますが、当初予算ではなく、今回の補正予算に入れたということに何か理由がありますか。

水口道路管理課長 今回、補正に盛り込んだのは、コロナ禍からの反転攻勢に向けまして、観光需要の喚起支援の1つとして、夏の観光シーズンまでには全ての対象舗装を完了させることを目指しまして、今回の11月補正に計上させていただいたところでございます。

杉山委員 この事業ですと28カ所ということですが、観光に資するそのほかの道路については、どのような扱いになるのでしょうか。

水口道路管理課長 今回は観光支援に資するということで、まずこの28カ所の補修を優先的に進めることとさせていただきます。

今回、対象となっていない箇所につきましては、これまでと同様に定期的なパトロールや日常のパトロールに基づきまして、路線の性格も踏まえながら、緊急性の高いところから順次実施していきたいと思っています。

清水委員 関連で、お尋ねします。過日、この委員会とは別の委員会で、大雨が降った後、次の日に昇仙峡へ行って、遊歩道を歩いたんです。そうすると、その遊歩道に大きな水たまりが出来ていて、向こうに行けない。要するに遊歩道いっぱい水たまりがあった。私が歩いた範囲で2カ所あったんです。それがどこかというのは、忘れてしまいましたが。まさに観光地でこういうものがあるということは、これは安全性、快適性からいうと、まずバツだと思います。今回のこの事業で、そういった視点での計画というのは入っているのでしょうか。

水口道路管理課長 今回の場所を選定するに当たりましては、基本的に舗装が傷んでいる。例えば、わだち掘れが出ているとか、ひび割れがひどいところとか、そういうところをピックアップさせていただいております。

委員御指摘の昇仙峡の遊歩道のお話ですが、今回、甲府昇仙峡線というところで、いわゆる馬車道というところが県管理でございまして、そちらの対応はさせていただくわけですが、その上の北側の遊歩道につきましては甲府市管理ということ

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
になってございますので、その辺は甲府市に話をしていきたいと考えております。

清水委員 管轄が違うところがあるということですがけれども、山梨県の観光地という冠の中で、甲府市の管轄だったら県が行政指導するというので、ぜひやっていただきたいと思えます。

それともう1点、この観光地は夏においでになる人と、冬においでになる、秋においでになるという、いろんな視点で来る人がいっぱいいます。そうすると、観光地それぞれみんな景色や、表情が変わるわけです。雪が降ったら、それを求めてくる。けれども、道路がそれにふさわしい道路になっていなくて、滑って転んでしまうということがあってはまずい。今回はそういう視点での事業は全く入っていないのでしょうか。

水口道路管理課長 今回の視点は、先ほども申し上げましたとおり、コロナ禍の反転攻勢ということで、観光地の舗装をしていくということでございます。例えば、夏までに終わりますので、当然秋のころ、冬のころには舗装の状況はいいものと思っておりますけれども、当然、来年度の当初予算でも舗装工事は実施していきたいと思っておりますので、その中でも対応は可能と考えております。

小越委員 今の続きですけれども、この道路修繕費は結局、何キロメートルでしょうか。

水口道路管理課長 今回の舗装は、全線舗装するところと、例えば片側だけ舗装するところ。幅員もまちまちでございます。延長管理というのは非常に難しいわけですがけれども、おおむね20キロメートル前後を舗装できる予定でございます。

小越委員 もっと長いかと思ったら、20キロメートルということで、まだ修繕しなくてはならないところがいっぱいあるかと思っております。

前の議会の時に、道路の修繕にぜひ予算をつけていただきたいということで要望しまして、今回10億円つけていただいたのはよかったんですけども。結局、今年度はどこまでやるのか。全額繰り越しになるのか。今年度はどこの範囲をするのか、もし計画があったら教えてください。

水口道路管理課長 今回は補正で御了解いただけましたら、速やかに発注をいたしまして、未契約繰り越しということはないような形をとりたいと思っております。

小越委員 それで、先ほど清水議員の質問では普通の舗装だと思いますが、例えばいつも言っているセンターラインですとか、路側帯ですとか、そういう運転する時に当たって道路標識。道路の面の右左折の表示ですとか、そういうものも含めて、新規に修理するとか、塗り直しをするというのは警察とか、道路管理者と話がついているのでしょうか。

水口道路管理課長 今回の舗装の打ち直しでは、当然白線やセンターラインも消えてしまいますので、舗装打ちかえのところにつきましては、白線もセンターも新たに引くということでござ

います。

白壁委員　　ここに出ているところは、西湖の北岸のことを言っているのかな。多分あそこは毎回言っているけど、なかなか手をつけてくれなかったところで、亀の甲羅になっている。人工のふたのところは2センチぐらい突起していて、一回するたびにみんなぶつかっているという最悪の道路、やっと手をつけてくれてありがたいし、よかったけど。あその山側のところが昭和30年の後半から昭和40年近辺でつくったところで、工法は側溝にふたがかかってないところ、1カ所もないよね。けれども、我々のところは今言った路側帯のところ側溝にふたがかかってないところが山ほどあって、多分この4～5キロメートルをやってもらえると思う。メーター1万8,000円、2万円ぐらいになると思うから、そのぐらいやってもらえると思うけど、多分そのうちの半分ぐらいはふたがかかってないんだ。ぜひ、見ていただいて、すぐやれとは言わないけれども、年次的にぜひ、その辺も確認してもらいたいと思って。現場、見てもらっているかな。

水口道路管理課長　側溝整備につきましては、事務所と調整しているところでございます。その辺も踏まえまして、また検討させていただきます。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(甲斐市菖蒲沢メガソーラーについて)

清水委員　　甲斐市菖蒲沢にありますメガソーラーの件について、1点質問させていただきます。

いろんな報道で御存じだと思いますけれども、不法建設とか、不適切な防災対策とかという項目がだんだん、だんだん日がたつにつれてはっきりしてきました。その中で、この工事の途中から発生しただろうと思われる土砂が近くの沢に流れ込んだのか、投棄したのかよくわかりませんが、沢に入り込んでいます。私も何回か行って、見えていますけれども。その量もかなりあって、要するに熱海であったような土砂災害。あのようなものにつながるのではないかということをお聞きしたいと思います。

それで、この流れ出た土砂災害の確認と、これに対して県として、どのような対応を考えているのか。あるいはもう既にやっているのでしたら、その内容をお聞かせいただきたいと思っています。

岩館県土整備部技監　お答えいたします。現在、メガソーラーが開発されている開発地、この隣接地に隣接しております坊沢川という沢。ふだんは余り水が流れておりませんが、こ

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
の坊沢川の土砂の流出状況を現在、この林地の開発工事を行っている業者とともに現地  
の確認を行いましたところ、この太陽光発電施設工事のために、この坊沢川に沿って施  
工しました工事用道路の土砂の一部が河川の法面に流出しているという状況を確認して  
おります。

土砂が流入しております河川法面につきましては、土砂災害防止の観点から土石の採  
取であったり、盛り土をしたり、そうした地形改変を禁止するために県が砂防指定地と  
して管理しております、安全な形で土砂を撤去するように指導しております、現在  
業者において、土砂量把握のための測量など対応中でございます。

安全な形で撤去させるためにもまず現地におきまして、砂防指定地の境界、これを明  
確にする必要もありますので、県におきましても測量を実施いたしまして、事業者の測  
量成果とつき合わせしながら、適切に指導監督を行ってまいります。

清水委員 わかりました。砂防指定地というか、境界の明確化と土砂量の把握と、それに基づく  
撤去計画というのが、スケジュール的にどんな感じになっているのか、はっきりしてい  
ると思いますが、その辺をちょっとお聞かせください。

岩館県土整備部技監 こちらの河川の法面に土砂が流出しております、この工事用道路。この道路自  
体は今現在、太陽光発電の林地の開発の許認可に基づいて、防災工事上、一部不備があ  
るということで、まさに今、是正の工事を、太陽光発電自体の林地の開発も防災工事を  
やっていますが、そちらの工事用道路としても使っているところございまして、現時  
点ではまだですけども、業者からは全体工事の中で、あわせてしっかりと意向を確認  
しております、我々といたしましても、しっかり関係部局と連携して対応していき  
たいと考えております。

清水委員 今の話にもあったように、いろいろなふぐあいがあって、あっちもこっちも。それ  
に対して、いろいろな所管の人が対応しているので、今言われたようにそこだけの対策  
のためにスケジュールはなかなか立てづらいと。ほかの工事も発生するということで、そ  
のスケジュールの立てづらさというのはよくわかりますけれども、いずれにしても住民  
がすごく不安に思っていると。いつ何が起ころかわからない世の中ですから、その辺を  
しっかりこれからウオッチしていただいて、対策をきちっとやっていただくというこ  
とをお願いしたいと思います。ぜひ、これからも現場第一主義で、現場に目を光らせて  
いただきたいと思います。終わります。

(国道139号の状況について)

杉山委員 国道139号について、お聞きしたいと思います。  
国道139号というのは郡内地区の主要な道路になっていまして、その中で特に西桂、  
都留、大月の区間に限って言えば、国道139号というのが唯一の主要道路です。生活  
道路でもあるし、そういう中で、防災のハザードマップが改定されて、富士山噴火に対  
する避難路とか、非常用物資の輸送路、そんなことを考えたときに大変重要な道路にな  
ると思います。そういう中で、国道139号の都留から大月の区間を考えたときに、ま

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
だまだ狭いところがあったり、歩道がなかったり、本当に今でも日常的に渋滞している。そういった状況の中で、災害があったときに全く機能しないだろうというのが明らかな状況だと思います。

また、さらに言えば、今回、西桂にごみ処理場ができるという話もあって、そうなる  
と、例えば、東部地区から郡内一円から西桂地区に収集車やパッカー車が走るということも考えられるわけであります。

そういった中で、国道139号線の西桂、都留、大月の区間。これからの道路のあり  
ようというのはどのように考えているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

秋山道路整備課長 お答えをいたします。委員がおっしゃる内容につきましては昨年度、都留市長が  
県に同様な要望をしてきたところがございます。西桂から都留、大月の細長いエリアの  
道路のあり方につきましては、ことし7月に都留市が事務局ということで、県も国も参  
加する形で、道路網の勉強会ということで設立されたところがございます。

その1回目の勉強会の中では、地域のそういった課題であるとか、問題点の整理。ま  
た、その対応策としての将来目指すべき道路網などについて、行政間で連携して議論と  
か、検討をしていくことを確認したところがございます。

県といたしましては、課題の抽出であるとか、その対応策の検討に必要な調査業務な  
どについては、積極的に協力して、その問題の解決に向けて、県の役割をしっかりと全う  
していく所存でございます。

杉山委員 もうすこし具体的にお聞きしますけれども、今、富士吉田市内、あるいは富士吉田か  
ら西桂を考えたときに県道が整備されて、だいぶ渋滞緩和、あるいは利便性が向上して  
いると感じます。

そういった中で、例えば西桂から都留の区間を考えたときに、いずれにしてもいろい  
ろな場面で課題になりますが、中央の側道。あそこの利用がどうなのかということもよ  
く挙がりますが、都留から西桂の道路を考えたときにどういった利用を考えているのか。  
何か姿とか、そういったことをやはり考えていけないと思いますが、その辺  
はどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

秋山道路整備課長 お答えをいたします。西桂から都留市の間課題整理、問題解決に当たりまして  
は、やはりまずは現状の交通量でありますとか、抜け道、側道の抜け道の利用の形態と  
か、そういった地域の交通の実態をしっかりとデータで把握することがまずは大事ではな  
いかと考えています。

現在は、委員がおっしゃる課題となっている中央道の側道など、いわゆる生活道路へ  
の国道139号からの流入量であったり、そういった交通量について、実際に県が国と  
も協力して調査を進めているところがございます。

この交通の実態をしっかりと把握した上で、対策案についてはこの勉強会で引き続き、  
関係機関と協力して、議論していきたいと考えております。

杉山委員 いずれにしても、現状、国道139号1本しかないわけでありまして、そうすると、



令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
やはりみんな逃げ道として側道に行くわけです。現状、側道に狭い部分があったり、見通しが悪かったり、アップダウンが多かったりということで、そこを抜け道として利用しているという、本当に危険な状態で、先ほど言いましたけれども、生活道路にもなっておりまして、通学だとか、小さい子供が歩いているところを抜け道として多くの車が走っている。そんな状況でありますので、ぜひ早急に実態調査なり、現状を把握していただいて、この先の西桂から都留の道路のあり方。側道を利用するのか、また国道139号の別のラインをつくるのか。その辺も含めて考えていかないと、先ほど言いましたけれども、災害の関係もありますから、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。

それと、もう1点だけ、その国道139号で、今度は都留から大月がありますけれども、都留バイパスが井倉のところで今とまっています、県道で国道につないで、暫定的にやっていますが、当然ながらそこもボトルネックにはなるわけです。そこも今、大月では20号バイパスをやっている、もうすぐ完成というところまでできていますが、本当はそこまでバイパスが直結すれば、大月市民も郡内の人も全て、スムーズに流れるし、利便性が上がるのだらうと思いますが、その辺の将来的な考えは何かありますでしょうか。

秋山道路整備課長 都留バイパスから大月市の課題についてでございますけれども、都留バイパスについては、直轄事業ということで国でやっています。その延伸の扱いについてということかと思っておりますけれども。

ただ、今の都留バイパスから大月市の間のことにつきましても、この勉強会で議論する項目の1つでもございますので、国も現状の把握とか、そういった調査については行っていくと聞いておりますので、県といたしましても、地域の要望のある区間でございますので、しっかり後押しできるように必要な調査については協力して、一緒に議論をしていきたいと考えております。

(県営住宅の内覧について)

小越委員 1点目、県営住宅の内覧をなぜしていないのか、まず伺います。

久保住宅対策室長 現在、県営住宅は全県で90団地を管理してございまして、これは住宅供給公社が窓口になってやっております。入居の希望者に関しましては、配置図とか、案内図、それから内部の写真、そういったものを提示して、住戸内の間取りなどについて案内をしているところでございます。

こうした中で、障害をお持ちの方や補助具の使用などにより、居住に際し配慮すべき事情をお持ちの方など、そういった方については現地の確認が必要だということがありますので、部屋の内見など必要な対応をさせていただいております。そのほかの方々については、写真とかそういったもので対応させていただいております。

小越委員 市営住宅を申し込んだ方が、市営住宅は内見をさせていただいているけれども、県営住宅の場合はだめだと。その後やはりトラブルが多く見られることも聞いております。ぜひ内覧、内見。そこに住むわけですから、どこなのか、どういう感じなのか、日当た

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
りですとか、音のこととか含めて、県営住宅でも内覧できるようにお願いしたいと思  
います。

(サービス付き高齢者住宅について)

もう1点、サービス付き高齢者住宅のことでお伺いします。本会議で知事が介護離職  
ゼロとして、特別養護老人ホーム、ショートステイからの転換、そしてサ高住、有料老  
人ホームの増床で介護離職ゼロを目指すという答弁がありました。

そこでお伺いします。令和3年10月末現在、山梨県にはいわゆるサービス付き高齢  
者住宅、サ高住80棟1,730戸あると聞いておりますけれども、このうち介護保険  
が使える特定施設入居者生活介護はどのくらいあるのでしょうか。

大澤建築住宅課長 現在、そこで使えるものは43床ということで把握しております。

小越委員 ということは、ほとんどのサ高住が一般型ということで、特定施設入居者介護には使  
えないと考えております。しかし、一般型のサ高住にも要介護の方々が入っていると思  
いますけれども、その方々は何人とか、入居率とか、そういうのはつかんでいच्छるん  
ですか。

大澤建築住宅課長 令和2年12月末時点のデータになります。年末の定期報告で使うので、その時  
のデータになりますが、入居率は79.8%という状況でございます。

小越委員 それは入ってらっしゃる方で、79.8%。1,700戸とか、1,600戸に対  
してですけれども、そのうち、例えば知事が言っている要介護の方も含めると、一般型  
のところには要介護の方々がどのくらい入っているっていうのはつかんでらっしゃるの  
でしょうか。

大澤建築住宅課長 介護度別入居者数という御質問と捉えさせていただきますと、これは令和3年7  
月1日時点の数字になります。要支援の1、2になります、これが5%。要介護1が  
17%、要介護2が24%、同じく介護3が24%、要介護4が14%、要介護5が  
7%といった状況でございます。

小越委員 ということは、要介護3、4、5。5の方も7%入ってらっしゃるということで、こ  
の方が例えば、特定施設入所者介護保険のところを使えればいいかもしれませんが、  
今は一般型なので使えないと。サービス付き高齢者住宅を増床して、介護待機ゼロにす  
るというのはなかなか難しいかなと思っているんです。サービス付き高齢者住宅はお金  
もかなりかかりますし、一般型ですと、家賃のほかに特出しでプラスアルファがどんど  
んついていくと思えますけれども、全国対応ですので、全国から来ると。東京都ですと、  
サ高住20万円とか、30万円しますけど、地方に行けば十何万円とか、安いのはもっ  
と安いものもありますが、全国から来るとなると、山梨県の方がどのくらい入って  
いるのか。それはつかんでらっしゃいますか。

大澤建築住宅課長 これも令和2年12月末時点のデータでございますが、県外からの入居者は12.2%という状況でございます。

小越委員 12.2%。都留市長が高齢者を県外からこの市に呼び込むという話も出ていていると思います。来年、年明けに山梨県は山梨県住生活基本計画の見直しをすると聞いています。パブコメが1月からかかるとなっていますけれども。その前に山梨県住生活基本計画と連動していきます高齢者居住安定確保計画。これも多分見直しを、リンクしていくと思いますけれども、この高齢者確保安定計画によりますと、サ高住を平成35年までに2,298戸つくるとなっていますが、それはこの見直しの中で、どのくらいふやしてくと検討しているのでしょうか。

大澤建築住宅課長 当然、高齢者居住安定確保計画の上位計画が住生活基本計画になりますから、この策定に合わせまして一緒に見直しを行うということで進めております。

その中で、今検討中でございますが、どのくらいの供給量にするかということも含めて、見直しを行っているところでございます。

小越委員 知事が、介護保険のサ高住の特定施設を116床ふやしたいと言っているわけですよね。要介護の方もこれだけパーセンテージ入っている。外から来ている人が12%ぐらいいる。となりますと、では山梨県の高齢者のための確保安定計画はどうするのか。この中ではサ高住だけではありませんけれども、それは年明けにパブコメにかけると言っていますから、どういう方向でいくのか、検討されているはずだと思います。サ高住ではなくて、もっと違うものを居住支援協議会として、ほかの空き家をどのようにマッチングしてくのか。そういうことを考えてらっしゃると思いますけれども。住生活基本計画を見直す方針はないのですか。

大澤建築住宅課長 国で、全国計画というものを出しておりまして、大きくは3つの施策に基づいてやっていますが、県の計画もこれに即してつくるということになりますので、そうしたことに即しながらつくっているところでございます。

その中でも、人口減少、少子高齢化。これは従前からの非常に重大なことだと思っておりますし、それに加えて、災害の激甚化とか、脱炭素。こういったものを新たな取り組みとして、あとはコロナ禍を契機とした生活様式の変化。こういったことも新たな取り組みとして入ってきているところでございます。

その中で、高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯。弱者に対しましては、これは非常に重要な施策であると従前から考えておりまして、それぞれ重要な柱としまして、具体的には高齢者住宅におきましては、バリアフリーやヒートショック対策のための改修促進や、子育てしながら働くことができるテレワークの環境。あと公営住宅や民間賃貸住宅を活用したセーフティーネット住宅による住まいの確保。あと、先ほど委員がおっしゃいましたように、居住支援協議会の充実。こういったことを柱に据えながら、今検討しているところでございます。

小越委員 住生活基本計画によりますと、先ほど桐原委員からありました玉川団地、公営住宅は減らすとありますけれども、公営住宅も減らしていく方向なのか、サ高住はふやしていく方向なのか。そのサ高住のうち特定施設入所介護をふやしていくのか。1月からパブコメをかけるとホームページに載っています。もう12月です。どういう方向で、建設をしようとしているのか。いやサ高住はこういうところをふやしていくという具体的な方針があるべきだと思いますけれども、例えば、特定入所者生活介護をふやしていくのか、そこは減らすのか。そういうことはどのように考えていますか。

大澤建築住宅課長 具体的なところは今、素案を作成中でして、それを福祉保健部とか、関係部署もありますので、そちらと詰めているところでございます。

小越委員 やはり住まいは生活の一番基本的な権利というか、ベースになると思うんです。山梨県で二拠点居住をすとか、空き家がたくさん出ている。高齢者の方にどこに住んでもらおうか。いろいろな子育ての支援もありますけれども、住生活基本計画を県土整備部が中心になっていますが、福祉保健部との連携や、産業労働部、観光部含めて、連携をしっかりとっていただきたいと思っています。

公営住宅を減らすとか、サ高住もどんどんつくればいいというものではないと思うんです。外から来る人がいらっしゃいますし、サ高住の経営そのものも大変で、潰れてしまった、倒産してしまったっていう業者もありますし、人件費がかかるのを含めると、どういう施策が一番、皆さんに合っているのか。できるだけ早く、示していただきたいと思っています。県議会にもぜひ御説明いただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

主な質疑等 林政部・環境エネルギー部関係

※第121号 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例中改正の件

質疑

杉山委員 規制をかけることは大事なことだと思いますけれども、そういった規制をしっかりと実効性のあるものにするためには、盛り土がしっかりとした構造あるいは対策がとられているかということを確認することが大事だと思いますが、その辺について、お聞きしたいと思います。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。許可申請のあった事業計画について、埋め立て等に適した土砂であるか確認するとともに、高さや勾配が安定した構造となっているか、また、排水施設が雨水を安全に排水できる能力を確保し、適切に配置されているかなど、条例に定める許可基準により審査しております。また、計画どおりに施工されているか、施工中及び完了後に確認をしております。

杉山委員 そのように審査、確認をするわけですが、そういったときに適切に施工されていない、あるいは構造も有していない。そういった不適切な事案があった場合、その後はどういった対応になるのでしょうか。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。不適切な施工が判明した場合、直ちに土砂の搬入や埋め立て等の行為の停止を指示するとともに、復旧計画の提出を求め、崩壊等の防止に必要な措置を早急に講ずるよう指導しております。また、事業者が指導に従わない場合は、復旧を命じるなど厳格に対応することとしております。

杉山委員 いずれにしても、熱海の例でもありますように、土砂災害が一旦発生すれば、本当に甚大な被害が出るわけでありますので、しっかりとしたそういった実効性のある対応をしていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(繰越明許費補正について)

志村副委員長 林政部の課別説明書2ページの繰越明許費補正のところ、お伺いします。

繰り越しの理由が幾つかあって、測量設計業務に日数を要したとか、そういう説明もありましたけれども、こういうケースは多いと思いますが、一応年度内に工事を完了するという計画で進められてきている中で、具体的にどのようなところで日数を必要としているのか、まず御説明をお願いします。

金丸治山林道課長 お答えいたします。測量設計業務に日数を要したものは、林道改良費の2件であります。1件は老朽化等に伴う路側構造物の改修をする工事ですが、降雨により構造物の下方のり面が崩落したため、追加の測量や工法の検討、構造物の再設計等の必要が生じたことによるものであります。

もう1件は橋梁の補修を計画していたところ、調査において橋梁の鉄筋に破断が見つかり、補修での対応が困難であると判明したため、かけかえに係る詳細設計の必要が生じたことによるものであります。

志村副委員長 承知しました。そういう事情があったということはわかりましたけれども、今回この補正後の金額をちょっと見ますと、林道改良費の部分についてはおよそ8,000万円。それから、予防治山費については6,000万円以上増額であり、繰越額が大きくなっていますけれども、これは昨年度の同時期と比べると、どのような違いになっているのかお伺いします。

金丸治山林道課長 お答えいたします。昨年度の11月補正時点の繰越明許費は、林道改良費が2億8,982万1,000円。予防治山費が1億2,497万円であり、昨年度に比べ林道改良費では7,308万7,000円の減少、予防治山費では1,670万5,000円の増加となっております。

志村副委員長 林道改良費は昨年度に比べて減っているということで、予防治山費は増加したという御説明でしたが、これはどのような理由で増加になっているのか、御説明をお願いします。

金丸治山林道課長 予防治山費につきましては、9月補正時点で1億4,729万5,000円を繰越明許費として計上しております。

これは、6月補正において県予算を上回る国からの内示分を予算化し、この時点で年度内の完成が見込めない箇所について、繰越明許費を計上したことによるものであります。

志村副委員長 承知しました。繰越額の増加の理由については御説明をいただきましたので、降雨の影響とか、橋梁に破断があったとかということで、繰り越し工事が発生するのやむを得ないということもよくわかりました。結果として、工事がおくれると、どうしても事

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
業効果が得られるのに若干時間を要してしまうということもありますけれども、これからも計画的に執行していただいて、できるだけ繰り越しとか、それからしっかり工期の範囲内でやっていくように取り組んでいただきたいと思います。

(県有施設LED照明機器整備事業費について)

もう1件、環境エネルギーの環2ページの県有施設のLED照明機器整備事業について、お伺いいたします。

今、CO<sub>2</sub>の削減対策で、再生可能エネルギーの導入ということに取り組まなければならないということで、県を挙げて、全体のエネルギー使用量も減らしていくことに取り組んでいると思っておりますけれども。このLED化事業は総務部でも本庁舎で取り組んで、環境・エネルギー部では本庁舎以外にこれから予算をもって取り組んでいくという御説明でした。今回ここで、県有施設全体をLED化していくという予算計上に至った経緯を、まずお伺いします。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

カーボンニュートラルの実現に向けまして、さまざまな分野に及びますCO<sub>2</sub>対策に各部局が連携して取り組んでいくため、先月、知事を本部長に全部局長で構成する温暖化対策推進本部を設置いたしました。

この本部会議では、県みずからが率先して、脱炭素化に取り組む方針を決定し、あわせてまず即効性のある省エネ対策といたしまして、県有施設の照明のLED化を加速することを決定いたしました。

こうした経緯を踏まえまして、今議会の補正予算にまずは調査費を計上させていただいたところでございます。

志村副委員長 承知しました。かなりの数があるということで、総務部にお聞きしましたら9,000以上をLED照明にするということで、本庁舎以外の出先等の照明もLED化していくということになると、例えばCO<sub>2</sub>の削減効果がどの程度あるのか、わかりやすく御説明いただけますか。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。県有施設におきますCO<sub>2</sub>の排出量の多くは、電気の使用によるものでございます。このため、照明をLED化することによりまして、その削減効果は大きいものと考えています。先月立ち上げました県の推進本部では、知事部局のほか、教育委員会や警察本部なども足並みをそろえてLED化を推進していくことを確認いたしました。

CO<sub>2</sub>の削減効果でございますけれども、今回調査する知事部局、それ以外も含めまして、県施設トータルでざっと試算をしたところ、CO<sub>2</sub>削減率をおおむね10%程度押し上げる効果があると期待しております。

志村副委員長 10%程度押し上げる効果があると。ちょっとわかったような、わからないような部分もありますけれども、このまま例えば10年使い続けていくと、1年分は削減効果が

あるっていう、そんなイメージでもいいですか。

それで、実際この切りかえに向けて、これからどのようなスケジュールで進んでいくのか、お願いします。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。今回の調査では、知事部局の72施設を対象としておりまして、施設の所管が複数の部局にわたることから、計画的にLED化を進めていくために環境・エネルギー部が一括して、調査を実施するものであります。

今後のスケジュールにつきましては、来年度の前半を目途に調査を完成させまして、その結果を踏まえまして、工事やリースなどの導入方法、導入手法や具体的な発注計画などを検討いたしまして、計画的に効率よく切りかえを進めてまいります。

なお、先ほど委員からもありましたように、これとは別に本庁舎につきましては、総務部において今年度、LEDへの切りかえに着手をする予定になっております。

志村副委員長 承知しました。県の施設が率先して、脱炭素化の取り組みを進めていくということで、県内の事業者や県民の皆さんの取り組みを牽引していくことになれば、非常にいいのではないかなと思っています。そういう意味で、LED化以外の脱炭素化はどのように進めていくのかということをお願いしたいと思います。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。委員御指摘のとおり、県はみずから率先して脱炭素化に取り組んで、県民の皆様の取り組みを牽引していく必要があると認識しております。このため、まずは即効性のある照明のLED化を進めてまいりますが、そのほかの取り組みについても、国が地域脱炭素ロードマップで示した、例えば施設の屋根への太陽光発電の設置や公用車の電動化、あるいは再生可能エネルギーで発電した電力の購入などにつきまして、来年度に予定をしております新たな県の温暖化対策実行計画の策定に向けまして、今後検討を進めていくということ为先月の県の推進本部で確認したところでございます。

志村副委員長 承知しました。CO<sub>2</sub>削減が待ったなしということで、来年度、実行計画の策定を改めてされるということでもありますので、LED化以外の取り組みも含めて、率先して県が取り組んでいくということを示して、山梨県全体が脱炭素化に向けて取り組みを広げていただけていくことを期待しまして質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。



※第128号 訴えの提起の件

質疑

小越委員 ちよつと確認ですけれども、訴えの提起。例えば県営住宅の滞納の訴えの提起は報告事項になっていますけれども、今回これを議会にかけるといのはどこが違うのですか。

斉藤県有林課長 県営住宅につきましては、専決事項ということになっておりますが、清里の森につきましては、専決事項となっておりませんので、議会にお諮りして、訴えの提起を申し上げるものでございます。

小越委員 本会議の議場で配られた第128号議案の訴えの提起の最後に、代理人の選定ということで、弁護士の田邊先生の名前がありますけれども、この訴えの提起の件に関して、弁護士費用の着手金というか、訴訟委任料というのは払うんですか。

斉藤県有林課長 弁護士費用につきましては、県営住宅の訴えの提起と同じように考えてございまして、その費用は払うことになっております。

小越委員 それは、お幾らでしょうか。そして、それは、見方がわからないんですが、総務費の中には訟務管理費のお金がないと思いますけれども。今回、それはどこから出てくるんですか。

斉藤県有林課長 金額は、従来から県営住宅の訴訟に関しても1件6万円ということでございますので、6万円でございます。今回の費用につきましては、清里の森の管理費の予算の中から措置することとしております。

小越委員 ということは、訟務管理費ではなく、林政部の中のお金でやりくりするという理解ですけれども、4番のところに訴訟において右請求が許容されない時は上訴するものとして書いてあります。ということは、話の折り合いがつかなくて、和解ができなかった場合には本当は裁判になって、その場合、この今の県営住宅と同じ訴訟ではなく、普通の弁護士費用として、訟務管理費で払われることになるんですか。

斉藤県有林課長 今後、裁判になったときは、そういうことも総務部と話し合っていきたいと考えているところでございます。

小越委員 この最後の提案理由のところ、滞納及び建物収去費納入の督促にかかわらずと書いてありますが、ここは清里の森県有林の中の別荘地ですけれども、例えばほかの県有林の別荘地で、このように滞納があったときにどのように対応するのか。それはまず、上訴の前に林政部でお金を出して、代理人を選定してやっていくのか。今回は1,600万円ですけれども、弁護士費用の例の基準でいくと、もう少し高くなるかなと思います。

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
ほかの県有林も滞納した場合は、これと同じように該当するのですか。

斉藤県有林課長 現在のところ、ほかの貸し付けについては、滞納ということはございません。

小越委員 今の説明ですと、そのほかの県有林の時に滞納した場合は、またその時に考えるということですね。ただ、この清里の森の場合は今のところ、県営住宅と同じようにまず手続をとって、それができなかった場合、そのお金は林政部の中から出すと。訟務管理費ではないと。でも、和解が成立しなかった時には改めて総務部と相談して、弁護士費用を出すという。それは清里の森だけど、ほかの県有林はケース・バイ・ケースで考えるという理解でいいですか。

斉藤県有林課長 この訴訟提起はあくまで時効の中断ということでやってございますので、まず、こういう軽微な内容ということで御了解いただければと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(甲斐市菖蒲沢のメガソーラーについて)

清水委員 午前中にも県土整備部の治水関係で質問させていただきましたけれども、甲斐市菖蒲沢のメガソーラーの件で、何点か質問させていただきます。

いろいろな情報で御存じだと思いますけれども、不法建設があったり、不適切な防災対策があったりということで、多種多様な問題点が検出されております。それで、8月末に知事が事業者を呼んで行政指導して、それから3カ月たちました。当然、いろいろな対策をとっていただいていると思っておりますが、その対策の内容と、現在までどのように進んできているのか。そここのところの御説明をお願いいたします。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。まず、事業者が復旧計画を8月末に提出しております。具体的に申し上げますと、もともと計画になかった残地森林伐採箇所への植栽、それから切土のり面の勾配不足の修正、許可条件と異なる資材で施工した調整池の補修、それから排水路勾配等の補修でございます。

現在の進捗状況ということでございますが、今申し上げた復旧工事のうち、残地森林の復旧については完了しております。現在、排水路の補修等に着手しているところでございます。

清水委員 その中でも調整池の工事。これは当初契約した契約の内容と全く違う内容で工事が進

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
んでいたと。それに対して、事業者から復旧工事という形で案が出されて、県が検討して進んでいると考えていますけれども。調整池ですから、これ工事は大きいですね。県として、その辺のことを含めて、契約した内容と違うものを同じ強度を持たせるということが進んでいると思いますけれども、その内容がどのような形で復旧工事が進んでいるのか、そこをちょっと御説明いただきたいと思います。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。御質問のありました調整池につきまして、現状では当初の計画と異なる大型ブロックで施工されておりますが、これをコンクリートで補強するとともに、鉄筋をそこに差し込んで、十分に強度を持たせるような形で復旧することとしております。

事業者が新たに計画したこの工法について、県では転倒ですとか、沈下等に対して安全な構造であるか、構造物の設計安全率などを定めた技術基準がございますので、これに基づきまして、十分に確認した上で、この計画を承認しているところでございます。

清水委員 命にかかわる問題ですので、私には技術的な判断はわからなくて、プロがいて、プロがそれなりの技術手法を使って判断して、OKを出して、それで今、進んでいると思いますけれども。その復旧工事がいつ完成する予定で今、進んでいるのか。そこを御説明ください。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。業者から提出がありました工程表によれば、来年3月末には復旧工事を完了する予定となっております。

清水委員 ぜひ、今度こそ日程どおりの工事で、完成をお願いしたいと思います。

それで、もっと心配していることがございまして、関係する事業者の経営内容が余り思わしくないという情報なり、うわさがちまたにあって、結果として、その工事が投げられたと。中断する、あるいはギブアップされるようなことが起こったら、これは大変なことになると思っておりますけれども、その辺について、県はどのように考えられておるのか。あるいは、そういうことが起こった場合の対応をどのように考えられているのか。そこをお願いいたします。

上野森林整備課長 まず、工事が中断した場合の対応でございますけれども、改めて工事の施工体制ですとか、労務、事業者の資金の確保の状況などを確認の上、復旧工事の履行を指導しまして、これに従わない場合ですけれども、そこは手続といいますか、ルールとしては森林法に規定する監督処分として、復旧措置を講ずるよう命令することとなります。

仮にこの命令に従わない場合は、開発の取り消し処分等についても検討することになりますが、手続上はそうなっておりますけれども、今事業者は復旧計画に基づいて事業に着手しておりますので、我々としては早期の工事完了に向けて、指導していく考えでございます。

清水委員 わかりました。それで、この工事に関して、いろいろなふぐあい次から次へ出てき

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
て、その都度、住民の人がものすごい不安を募っているわけです。それに対して、今何が問題で、どういうことをやって、いつ終わるのかという、そういった情報が非常にブアだということで、不安を募らせているわけです。住民に対して、しっかりと説明する責任、あるいは説明する力。今、聞く力という言葉がありますけれども、説明する力。その辺のところをこれからも、今まで余りやってこられていないのではないかと思うので、その辺をしっかりとやっていただきたいと強く思いますけれども、見解をお願いいたします。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。県といたしましては、御指摘がありましたとおり、地域住民に対して十分に説明するよう、事業者に求めてきたところでございます。

事業者は復旧工事に着手した9月に地域住民に工事計画の内容を説明しました。それ以降ですけれども、先月11月には工事の進捗状況を情報提供しておりますし、そしてまた今月初めには先ほど申し上げました全体の工程、スケジュールにつきましても、地域住民に情報提供したと聞いております。

県としては、今後も適時適切にきちんと地域住民にも情報を提供しながら工事を進めるよう、事業者に求めてまいりたいと考えております。

清水委員 この菖蒲沢のメガソーラーというワードは全国版になって、全国から注目されているのです。ですから、しっかり対策がとられるということが山梨県のステータスの面でものすごく重要なことだと思いますので、できるだけ現場へ足を運んで、その進捗を確実にチェックするというをお忙しい中とは思いますが、ぜひ重ねてお願いして、私の質問を終わります。

(県有林の所在市町村交付金について)

志村副委員長 県有林についてですが、市町村にとっては固定資産税収入に見合うことになる、所在市町村交付金について、その算定標準額というのを11月30日に市町村へ提示をされたことと承知をしておりますので、今度、市町村から何らかのアクションがあるのかもしれないですけれども、来年度の算定標準額ということなので、今後、交付されるまでの流れというか、確認のためにスケジュール感を御説明していただけますか。

斉藤県有林課長 所在市町村交付金の関係につきまして、先ほど委員がおっしゃられましたように、11月末日までに関係市町村へ対象固定資産の価格を通知したところでございます。

市町村はこの通知を受けまして、類似する不動産の価格等の精査を行い、価格に修正があれば、12月末までに申し出ができることとされているところでございます。市町村はその対象固定資産価格をもとに交付金を今後算定してまいりまして、翌年度4月末までに県に交付申請することになっており、県はその後、交付するという予定で動いているところでございます。

志村副委員長 この算定標準額というのは、例えば県有林ですと、区画された別荘地に建物が建っていて、それで居住の実態があるということであれば、これは法令に基づいて特例による

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
減免が適用された中で算定されているという認識でよろしいでしょうか。

斉藤県有林課長 法令に基づいて、算定しているところでございます。

志村副委員長 特別委員会もありますので、特別委員会ですべきことはそちらでまた恩賜県有財産のこともやると聞いていますので、そちらに送ります。

1つ確認ですけれども、前回の9月定例会の時にもこの件について確認しましたが、そのように特例などによる減免が適用された中で算定されているというのは、当然、係争中の案件も含めてそれぞれの市町村に通知している。だから、具体的には山中湖村も含めて通知をしているっていう認識でいいですか。

斉藤県有林課長 そのとおりでございます。

志村副委員長 わかりました。それから別に、これはこれとして、きょうの議案にもありましたけれども、関連する格好になりますが、以前から何とか清里の森をもうちょっと盛り上げていけないかなという思いがありまして、それで再整備事業も進められているということを確認6月の委員会でもお聞きしました。

現在、あそこの物件の取引状況とか、どういう動きになっているのかということをお教えいただけますか。

斉藤県有林課長 別荘地の取引状況は、昨今のコロナ禍の影響ということで、やはり別荘需要がだいぶ高まっておりまして、令和2年度に関しましては別荘の仲介が17件ほどありまして、今年度は今までで21件にふえている状況でございます。

志村副委員長 承知しました。6月の時にはその前にも現地でお話も聞いてきたこともあって、もうちょっと何とかならないかなということ非常に痛感したわけですが、こうやって物件自体には動きが、コロナ禍もあってということで関心も持たれていて、ふえているというのは非常にありがたいことだと思います。あとはあそこに音楽堂もあって、例えば、その音楽堂をもうちょっと活用して、ブランディングをどうしていくかという中で、清里の森の別荘地には音楽堂があって、そこではいろいろなコンサートとか、それから演奏家の人たちがそこでリハーサルとか、練習もできるような場になるという考え方もこれからつくっていくのではないかと感じています。

ぜひ今後は、景気がよくなったころの、飲食も含めて、ほっておいても来た時代と違うので、清里の森をこれからもう一度、再興していくのにそういう方針とか、ビジョンをある程度、幾つか示していただきながら、今後取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、この点についてお考えをお聞きして終わりたいと思っております。

斉藤県有林課長 現在、再整備事業ということで、ハード的なことはやっているところでございますが、委員がおっしゃられたようにやはり別荘地のステータス向上ということやはり、引き続き考えていかなければと思っておりますので、貴重な御意見として、今後も検討

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
していきたいと思っっているところでございます。ありがとうございます。

(北杜市の産業廃棄物の不法投棄について)

小越委員

4点ほど、お伺いしたいと思います。

最初に、北杜市の盛り土の話ですけれども、きのうでしたか、刑事告訴も辞さないということで、そこは動いていくと思いますが。もう1点、以前、産廃をセメントで固めたところで異臭があるということで、コンクリートを固めたと思いますが、そこからまた、すごいにおいが出ているというのを住民の方々が言うておきまして、それが何とかならないかという話ですけれども。それについては、県が代執行で施工したと思いますが、今後はどのように対応されていくのでしょうか。

望月環境整備課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。県では、現地の定期的な監視を行っておりまして、表面にひび割れが入っていることは確認しております。このため、ひび割れの状況につきましては、定期監視により引き続き注視をしていくこととし、今後何らかの対策が必要な場合は、管理責任のある原因者に適正な管理を求めていくこととしております。

また、悪臭につきましては、県が現地において定期的に、においのモニタリング調査を行っておりますけれども、悪臭防止法の基準値以下となっており、特に異常は認められていない状況でございます。

しかしながら、委員御指摘のとおり、住民から現場周辺で異臭があると苦情が寄せられていることから、悪臭防止法を所管する北杜市と連携、協力しまして、悪臭の原因を調査することとしております。

その結果を踏まえまして、原因者に対して対応を求めてまいりたいと考えております。

小越委員

もともと産業廃棄物なので、その下に田んぼがあるので、水質の検査とかは、今後は定期的にされていきますか。

望月環境整備課長 水質の検査につきましても、毎年定期的に行っておりますので、引き続き今後もやっていきたいと思っております。

小越委員

周辺住民の方は、盛り土のことも含めて、すごく心配されておりますので、しっかり対応していただきたいと思っております。

(バイオマス発電について)

次に、バイオマス発電のことについてお伺いします。9月議会でも質問させていただきました。ヨーロッパではバイオマス発電そのものがクリーンエネルギーと言えるかどうかということも言われているくらいですけれども。それと同時に、木材をどう調達するのかということが大きな問題になっていると思います。大月のバイオマス発電所について、9月議会では県外からも木材を調達しているという答弁がありましたけれども、南部町は規模が小さいですし、南部町森林組合もやっていると思っておりますけれども、今度、

甲斐市にもバイオマス発電所をつくるということで、提携、協定が結ばれたと聞いておりますが、甲斐市の場合はどこから木材を調達するのでしょうか。

深水林業振興課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。平成29年3月に資源エネルギー庁が策定しました事業計画策定ガイドラインというものがございまして、発電事業者が遵守する事項の1つとして、国内資源に係る木質バイオマスの燃料調達策定に当たりましては、調達予定先となる全ての都道府県林政部局に対しまして、事前の説明を行うことと定められているところです。

これによりまして、甲斐市の木質バイオマス発電所につきましても、燃料調達計画を確認しておりますが、具体的な調達先や量につきましては資源エネルギー庁から非公表とするよう要請されておまして、お答えすることができませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

小越委員

ことし3月、総務省の行政評価局が木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査をやっております。なぜ、こんなことをやったのかと、思ったんですけども、この木質バイオマス発電は、燃料となる木材の安定調達が不可欠だと。しかし、平均木材単価が上昇しており、搬入距離も遠くなっている。本当は50キロ圏内で木材調達をするように言っているけど、それがなかなかできなくなってくる。すなわち調達費用が上昇してくる。そうすると、当初予定していた未利用木質の必要量が確保できず、一般木材の調達をふやしているようなケースもあると聞いております。

バイオマス発電のガイドラインでは、先ほど課長のお話がありました燃料の調達、使用計画、計画の策定状況。県が把握するべきだと私も思いますし、いろいろな都道府県にまたがっているのは確かですけれども、山梨県の場合、それが非公表とはありますけれども、甲斐市の場合には国内調達となっておりますが、大月市でさえ、県内では木材が調達できないと。県外からきていると、9月議会で答弁がありました。50キロ圏内のところで、甲斐市でも大月市よりも少し規模は小さいですけれども、そうは言いつても、南部町よりもかなり大きいものですよ。それで、どこから木材が調達できるのか、見込みは非公表だと言いますけれども、大丈夫でしょうか。木質バイオマス発電で、山梨県の木材が逆に違うところに行っているということもあるのではないかと思います。その点はどうでしょうか。

深水林業振興課長 間伐材由来の木質バイオマス燃料が大丈夫なのかというお話でございましてけれども、令和元年度末にやまなし森林整備・林業成長産業化推進プランを策定しております。この中で、木材生産量の令和11年度の目標を33万5,000立方と定め、このうち木質バイオマス燃料用途につきましては、製材や合板に利用できない末木・枝条等を有効活用することとしておまして、供給可能量を12万2,000立方と設定しているところです。ただいまの3つの発電所の県内の調達計画量は、県内における未利用木材供給可能量であります12万2,000立方の範囲内となっております。

小越委員

そのように言いますけれども、大月市でさえ、外から持ってきているということにな

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
りますと、大月市で賄えない。今度、甲斐市も半分くらいですけれども、やるとなりますと、どこから木を持ってくるのかなど。計画の中には、県外からの搬入経路ということで位置図にも載っていますよね。

例えばここにある青森県では県として、調達のものによって、区分でFITのお金、変わってきますので、調達区分の木材がどうなっているか把握しております。岩手県では3カ月に一度、確認しているとなっています。山梨県も大月市や甲斐市でもどのくらい調達しているのか非公表かもしれませんが、県として林業振興の立場からも把握すべきだと思いますが、いかがですか。

深水林業振興課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。まずは事業者が燃料調達につきましては、既存の発電所に対しまして、説明、確認を行うということがガイドラインにおきまして求められております。県におきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、事前の説明があることとされておりますので、県内における木質バイオマス供給可能量を踏まえて、燃料調達につきましては、必要な指導、助言を行うこととしております。

小越委員 太陽光パネルの時に同じように経産省がどんどん許可を出していったと。それでFITのこともあるので、広がったんですね。木質バイオマス発電も全国でものすごく広がっています。海に近いところは国内調達ではなく、海外から持ってきて、木を燃やしていますよね。山梨県の場合、この3カ所とも一応、国内調達と書いてあるんです。国内調達だけど、どこから来るのか。そして、それが逆に山梨県の材がその木質バイオマスで外に出ているのかも含めて、把握していただかないと、せっかく木材を使って振興しようとしているのに、どこに行っているのか心配です。

(県有林の伐採について)

それで、もう一つ、お伺いします。県有林の伐採についてです。今、県有林は伐採適期となっていることで、どんどん切っていますけれども、例えば、11月分の一般公売、立木の部というところで、富士・東部6.63ヘクタールですとか、富士吉田4.63ヘクタール、ヒノキとか、アカマツを切っていますけれども。この一般公売は、例えば何とか林業とか、何とか建設会社が公売で受けた。そして、それを切った。その木はどこに行くのか、どこのルートに乗っているのか、それは把握できるのでしょうか。

斉藤県有林課長 お答えいたします。一般公売で販売した立木の用途は特に指定はございませんが、購入者等へ事後に聞き取るようにしているところがございます。県内の製材所なり、合板工場へ主に出ているという話でございます。

小越委員 例えば、鳴沢村。今回、11月分の立木の伐採のところにヒノキ、カラマツ、モミ、シラベ、とありますけれども。16センチから20センチ119本とか、12センチから28センチ260本。こんなものですよ。こういうものではなく、このくらいの木を切っていいですよ、公売かけていいですよ。そのほかに、小さい径木。チップ等207本、28本とかありますが、ほかにもたくさん、ほかのところもありますけれども。



令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
全部山を切ってしまう。大きい丸太も十何径も、それからちっちゃいやつも全部切ってしまう。皆伐だと思いますけれども、それによって、例えば土砂災害とか、そのような心配はないのでしょうか。

斉藤県有林課長 お答えいたします。県有林では、県有林の管理計画というのを定めてございまして、その中に経済林と公益林という区分をしている中でございます。経済林につきましては、当然植えて育てて、切ってまた植えるということを考えてございますので、資源の循環利用を図るという観点で経済林を定めている中でございます。

その経済林の中では、防災上、問題がない箇所につきましては、皆伐できる箇所を定めているところでございますので、こういう収穫時期等がきた場所につきましては当然今、皆伐ができる箇所を決めているところを公売で売り払っているところでございます。問題がないと考えているところでございます。

小越委員 そうすると、この10センチ、20センチのやつも全部切ってしまうと、要は裸山になってしまうのも大丈夫だと言いますが、例えば、都留市の宝山寮の上のところの山を見に行きましたけれども、そこも去年、全部切ってありました。そのところに崩壊危険区域と看板がありました。その崩壊危険区域の看板のすぐ上を全部切っていました。来年、植林すると言っていましたけれども、そのような場所を全部切ってしまうと、本当に土砂災害がないのか心配ですけれども、大丈夫ですか。

斉藤県有林課長 都留市の現場につきましても、当然皆伐ができることで指定している中で、皆伐したわけですが、やはり都留市の場所につきましても、沢筋や尾根筋につきましてもやはり保残帯というものを設けてやっているところでございますが、さらに崩壊等のおそれがあるような箇所につきましては、崩壊防止措置等を行っていくことで、防災上の安全につきましては配慮してやっているところでございます。

小越委員 そこに住んでいらっしゃる方、近所の方も含めて、その都留市だけではないですが、県有林の適期になったところを全部、裸山に皆伐しているところがあちこちありまして、心配されております。それは50年たったから全部切って、また植える。50年たったらまた切って植えるとなりますと、それが本当にいいのかなと。それがどこに売られているのかもわからないというのが心配です。さっきのバイオマス発電ではありませんけれども。今は自伐型林業ということが叫ばれております。全部皆伐じゃなくて、順番に切っていくと。それがCO<sub>2</sub>のところも安定化されますし、その土砂が崩壊することがないようにということですので、皆伐という方法は、これから見直しをしてみたほうがいいのではないかなと思っています。それは、私の意見です。

(山中湖畔の県有地について)

最後に、富士急行の県有地のことでお伺いいたします。9月議会で富士急行に賃料を請求したのかとお伺いしました。そうしたら、賃料を請求したという話になりまして、3億2,900万円いただいたと。どういう名目ですかということで、情報公開請求し

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
ましたら、県のほうは雑入と書いてありますけれども、富士急行が二重傍線をひいて、「土地貸付料、令和3年度土地貸付料として、納入いたします」と書いてあります。5月31日の領収印です。これを受け取ったということは、賃料として、山梨県は3億円を受け取ったという認識を持っているということでしょうか。

斉藤県有林課長 その金額につきましては、貸付料の損害額の相当金ということで、受領したところでございます。

小越委員 これは、富士急行の山中湖畔と山梨県は、この賃料の損害として受け取ったということになりますと、契約は成立しているという意味でいいですか。

斉藤県有林課長 今年度、契約につきましては、契約はしてないということで、富士急行が一方的に払ってきたということでございます。

小越委員 契約は成立してない、一方的に払ったって、では何のお金ですか。富士急行と、私たちはこう思いますけれども、話し合いとか、富士急行とのやりとりはありましたか。

金子林政部長 小越委員御指摘のお金の収受につきましては、事前に双方の代理人弁護士が協議をしておりますので、これを受け取ったからといって、県ではそれを賃料と認めていないと。それをもって契約があるということはないことを向こうの弁護士にも確認をしております。逆に向こうの弁護士からは、これを支払ったことで、県に対して損害賠償として、損害を与えているということを認めたわけではないと。双方、そういった主張をしている中で、県としては賃料相当の損害金として収受をしていますし、富士急行では賃料相当額としてお支払いをしているという認識の違いはございますが、私どもで発行した納入通知書。これは、委員が御指摘のように雑入金。これはどういう分類かといいますと、要するに賃料ではない。損害相当金だということで、発出をしているということでございます。

小越委員 ということは、損害損失金ということになりますと、先ほど志村委員からもありましたが、所在市町村交付金は来年ちゃんと払うということになりますと、この3億2,000万円をもって、所在市町村交付金は賄えるんですか。

金子林政部長 所在市町村交付金につきましては、これは県が使用実態に応じましてお支払いする交付金でありますので、直接的に損害金と相殺していく、そういった性質のものではございませんが、富士急行株式会社に対しましては、県がこれから市町村に支払う所在市町村交付金相当額につきましても損害金として請求をしていくということでございます。

小越委員 それはいつ富士急行に請求されるんですか。所在市町村交付金の損害として、この3億2,000万円とはまた別に請求するということですか。それはいつですか。

金子林政部長　　今までいただきました先ほどの3億2,000万円につきましては、富士急行から相当額を支払いたいというお話があって、先ほど来、申し上げますように、認識としては、先方は賃料として、こちらは損害金としてということでございますので、請求自体は、これはもう今、反訴も含めまして、相当金の請求を続けているというところでございます。

小越委員　　結局、所在市町村交付金の損害額はどうなるのか、答弁がありませんでしたが。所在市町村交付金はその現況に応じて払うと。けれども、賃料の差額がいっぱい出てくるわけですよね。その差額はきっと。それはどこかで補填しなければいけないと思うんです。それがどこから出るのか、聞きたいところですが、ここではないかもしれないから、また後にしますけど。

それで、先ほど契約は成立していないと言いましたよね。確か、渡辺淳也議員の質問に知事が富士急行は違法無効状態だと。何か4つぐらい、理由を挙げていましたよね。開発に伴って、費用を明らかにしてない。それから、借地の問題ですとか、4つ挙げていましたけれども、それは富士急行だけだと。ほかのところは違うと言ったんですよね。この4つのところに当てはまるのは富士急行だけだと答弁しました。それは富士急行だけだって、どうして立証できるんですか。

金子林政部長　　知事が答弁申しあげましたのは、富士急行については違法無効ということを立てておまして、その根拠が4つ、例示をさせていただいたものでございます。その他の県有地につきましては違法無効。要するに、そういった立証を行っていないので、現在の契約、これがそのままあると、こういう認識でございます。

小越委員　　前の土木森林環境委員会の時に富士急行の山中湖畔のことを言いました。同時に、北杜市の清里駅裏とか、エイトカントリーのところも言いました、別荘地。それも転貸していて、富士急よりもっと安いんです。そこは、この富士急行とは違うんですか。なぜ、富士急行だけ限定されると立証したのか。これ、裁判の中でやったと言うけど、裁判の判決はまだ出ていません。裁判の中で立証できたというのは、誰が言っているんですか。

金子林政部長　　山中湖畔の別荘地に係る住民訴訟及び付随する訴訟につきましては過去、県が請求し、既にお支払いいただいた賃料。この基となる契約が違法無効であったことを県が立証して、富士急行株式会社への損害賠償請求権ないしは不当利得請求権についても争われているものです。

これに対して、今回の不動産鑑定、賃料改定といったものにつきましては、これから請求する令和3年度の賃料を適法なものとして請求していくということでございますので、その他の県有地につきましては、現在の契約の中での賃料改定を行っていくということでございます。

小越委員　　もしかしたら特別委員会の内容かもしれませんが、では、ほかのところの契約は違法無効じゃないと。違法無効は山中湖畔だけということですか。

金子林政部長 山中湖畔の貸付地につきましては、住民訴訟におきまして、契約が違法無効と立証しているわけですが、その他の県有地についてはそういったことではございませんので、現段階では有効な契約という認識をしているところでございます。

小越委員 私は何年か前、土木森林環境委員会の時に山中湖畔のことも言いました。転貸していて、富士急行がそれで利益を上げていると。同時にほかのところも言いました、ほかのところも転貸している別荘地がありますから。ほかのところも素地価格でやっているわけです。けれども、そこは違法無効の契約ではないと。富士急行だけ違法無効の契約でございますというのは、どうしてもわからないんですけれども、それは立証して、説明していただきたい。どうですか。

金子林政部長 他の県有林の借地に対します不当利得請求権の存在。そういったものにつきましては、当該県有林をめぐる個別具体的な事実を踏まえなければなりませんし、また立証に要する費用も勘案した対応が必要となります。現在、住民訴訟及び富士急行との訴訟が継続中でありますので、裁判所の判決が出された後にその内容を検証した上で、こうした観点から検討していくべきものと考えてございます。

小越委員 それでは、何で山中湖だけお金をかけてやるのか。ほかのところはお金をかけなくても訴えていないからまあいいやと。それはおかしいと思うんです。それだったら富士急行だけなぜそうなるのか立証できないし、富士急行が転貸をしていて利益を上げてきたと言いましたよね。それで、そこは違法無効だと。では、山梨県はそのことを、これはまずいと富士急行に何回言いました？いつ言いました？その記録があったら、出してください。

金子林政部長 ちょっと御質問の趣旨がわかり兼ねますが、住民訴訟の過程の中で、そのような主張をさせていただいているところでございます。

小越委員 特別委員会で聞きました。県有林課の方々が今までずっとやっていて、富士急行にあなたの使い方が悪いですよと注意したり、指導したことがありますかと聞いたら、ありませんと答えました、1回も。それなのに、ここになったら突然立証できました、契約は違法無効でございますと。それは。ほかのところは違法無効ではありませんって。裁判やっているから、費用がかかるから、ほかのところはやりません。それは公平性にならないと思います。

そもそも山梨県が黙認してきたわけです。私も何年か前に言いましたけれども。それを黙っておいて、今になったら、県の責任というのはどう感じているのか。けんか両成敗じゃないですが、県がちゃんと提示してこなかった。あなたのとこは違法無効のやり方ですよと。こんなふうをやっているって困りますと言ってこなかったのに、なぜそこだけをするのか、私はわかりません。

そして、裁判の記録の中で、開発費用に幾らかかったのか、言ってこないと知事も言っていました。だけど、裁判の記録を見ますと、開発費用の具体的な金額は争点と全く

令和3年11月定例会土木森林環境委員会会議録  
関係がないと。裁判所は、それは必要ないと却下されています。裁判の中で、開発費用が幾らかということを出せと県が言っても、それは必要ないと、裁判に関係ないと言っていますが。それについては、どう思いますか。

金子林政部長 ただいまの御質問につきましては、訴訟の追行上の問題でございますので、ここでのコメントは控えさせていただきます。

猪股委員長 ちょっと口を挟んで済みません。前回の常任委員会の時に賃料のやりとりの件の話が出ました。受ける課で、県のどこで処理をしているかということ質問させていただいた時に答弁がはっきりできなかったことと、今、訴訟問題の中で、結論が出なければ、恐らくこれははっきりしたことを答えられないでしょう。小越さん、質問しても、話が堂々めぐりになって、答えられないことが多くある中で、答えをつくらうとしても無理な面はあると思います。はっきり、賃料をいただいたことの処理の段階が県としてしっかり説明ができることと、今度、裁判の判決が出てから、今後の賃料の見直しということも出てくる話だと思うから、ここで安易な答えは言えないということと、それで小越委員。はっきりした返答がもらえない。だから、これ以上やっても堂々めぐりだという私の解釈ですので、これ最後にしますから、その辺で小越委員、いいですか。何か言いたいことを一言、言ってもらって、答弁を求めて、そこで切りたいと思いますけれども。

小越委員 契約は違法無効だということ言っていて、ほかのところは違法無効じゃないと。このお金は損害金として受け取ったということですけども、そのお金の処理のことについてはわからない。先ほど、清里の森の時に同じような県有林や別荘地の滞納があったらどうするんですかと、聞きました。その時に滞納はありませんという答弁でした。だから、富士急行も賃料は滞納していないという理解でよろしいですね。

金子林政部長 賃料の滞納か滞納ではないということ以前に契約自体が地方自治法第237条第2項に定める適正な対価ではないということで、違法無効を立証してございますので、そういう認識でございます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を令和4年1月17日から1月19日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。

以上

土木森林環境委員長 猪股 尚彦